

社会福祉法人フレンズ会 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人フレンズ会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、報酬等を支給する。

(報酬等の額)

第4条 当法人の全理事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

- 2 当法人の全監事の報酬総額は、年間5万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

- (1) 報酬（日額） 2,500円
- (2) 費用弁償（日額） 1,500円
- 2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(1) 報酬 (日額) 2, 500円

(2) 費用弁償 (日額) 1, 500円

3 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

(1) 報酬 (日額) 5, 000円

(2) 交通費 (旅客運賃) 実費

(3) 交通費 (車賃) 1 kmにつき24円

(路程に1 km未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)

(4) 宿泊費 (日額) 実費

(5) その他 実費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支給日)

第7条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年6月27日から施行する。